

裁判員経験者の意見交換会議事概要

盛岡地方裁判所

日時 平成27年6月10日（水）午後2時00分から午後4時05分まで

場所 盛岡地方裁判所大会議室（5階）

出席者 司会者 村山浩昭（盛岡地方裁判所長）

裁判官 岡田健彦（盛岡地方裁判所刑事部総括判事）

検察官 平尾鉄兵（盛岡地方検察庁検事）

弁護士 中川順平（岩手弁護士会弁護士）

裁判員経験者1 60代男性

裁判員経験者2 70代男性

裁判員経験者3 70代男性

裁判員経験者4 60代男性

裁判員経験者5 70代男性

裁判員経験者6 60代男性

【議事要旨】

1 趣旨説明，自己紹介等

（司会者）

ただいまから，裁判員経験者の意見交換会を始めます。本日の司会を務めさせていただきます盛岡地方裁判所長の村山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて，裁判員裁判は平成21年5月からスタートし，今年で6年が経過しました。盛岡地裁では，これまで33件の裁判員裁判が行われました。

本日の意見交換会を開催する趣旨としましては，大きく2つあります。まず1点目として，裁判員を経験された方々から，率直な御意見や御感想を伺い，今後の裁判員裁判の運用の参考にさせていただきます。

次に2点目として，これから裁判員裁判に参加される県民の皆様には，直接経験された方々の生の声をお伝えすることにより，安心して参加してもらえるようなメッセージになるのではないかと考えております。

こうした趣旨のもと，本日は，6名の裁判員経験者と検察庁，弁護士会からそれぞれ1名ずつをお招きし，裁判所からも1名が出席しております。

裁判員経験者の皆様には，率直な御感想，御意見を述べていただければと思

います。

本日の具体的な進行としましては、まず、御参加いただきました皆様から自己紹介等を頂戴した後、裁判員経験者の方々から①審理についての感想や意見、②評議・判決についての感想や意見、③裁判員を務めた上での負担感、④これから裁判員になれる方々へのメッセージをお話しいただければと考えております。

裁判員経験者の方々からのお話を受けて、最後に法律家の皆様方から御質問と御感想を、また、報道機関の皆様方からも御質問等をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、今回出席された方々の御紹介に移りたいと思います。

裁判員経験者の方々につきましては、テーブルに記載してありますように番号でお呼びしたいと思います。

はじめに、法律家の方々から自己紹介をお願いします。

(検察官)

検察官の平尾と申します。今回の題材となる事件の中では、3人の共犯者による殺人事件を担当いたしました。本日いただいた意見を今後の公判に活かしていきたいと思っておりますので忌憚のない御意見ををお願いします。

(弁護士)

弁護士の中川と申します。これまで傷害致死と強姦致傷の2件の裁判員裁判を担当しました。これまでの自分の弁護活動を振り返るきっかけになるよう、皆様の意見を承りたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

(裁判官)

盛岡地方裁判所刑事部総括判事をしている岡田と申します。本日はお集まりいただきありがとうございます。私は、平成25年4月から現職にあり、本日の題材となっている事件は5件ありますが、いずれも平成25年9月以降の事件になりますので、すべて私が裁判長を務めさせてさせていただきました。いろいろ難しい事件があったと思い出しております。

本日は、いろいろな意見をいただき、今後の糧としたいと思っております。忌憚のない御意見ををお願いします。

(司会者)

次に、本日御出席いただいた裁判員経験者の皆様から、お一人ずつ自己紹介と担当した事件名を紹介いただければと思います。また、裁判員裁判に参加し

た際の全体的な感想や印象なども簡単にお話しいただければと思います。

それでは、1番の方からお願いします。

(裁判員経験者1)

平成25年1月に起きた強姦致傷等の事件を、平成25年9月に、3日間、担当させていただきました。定年退職後でしたので、久しぶりに仕事の充実感を感じさせていただきました。

(裁判員経験者2)

平成25年2月に起きた住居侵入，強盗殺人，銃刀法違反事件の裁判を担当しました。裁判の日程は4日間でしたので身体的な負担は少なかったと思います。

(裁判員経験者3)

2番の方と同じ裁判を担当しました。平成25年12月に4日間の審理でした。私は60歳を過ぎて初めて盛岡に来たので、土地の事情に詳しくないのになぜ選ばれたのかという印象を持ちました。

(裁判員経験者4)

平成25年に起きた強制わいせつ致傷の事件を担当しました。裁判員制度についてはテレビで見えて知っておりましたので、一度経験したいと思っていましたが、最高裁から通知が来た際はびっくりしました。私にとってはいい経験になりました。テレビの世界が目の前で起きていると肌で感じました。

(裁判員経験者5)

強盗強姦事件を担当し、平成26年6月下旬に6日間の裁判を担当しました。自分は、いい人達とばかり知り合ってきたんだなという感謝の気持ちでした。

(裁判員経験者6)

平成24年6月に起きた生き埋め殺人の事件を担当しました。平成26年7月に6日間の裁判でした。小さい頃のなりたい職業が裁判官でしたので、少し似たような経験ができたのが有難かったです。

2 審理についての感想，意見

(司会者)

ありがとうございました。それでは、審理についての話題に入りたいと思います。実際の裁判の時のことを思い浮かべていただきたいのですが、審理の流れとしては、検察官の起訴状朗読に始まり、被告人と弁護人が事件についての

陳述をし、それに引き続いて証拠調べの手續に入ります。証拠調べの最初に、検察官と弁護人とが順次、冒頭陳述を行います。冒頭陳述では、その裁判において、証拠によって証明しようとする事実やどういう証拠があるのかを検察官と弁護人が説明します。

(1) 冒頭陳述について

(司会者)

冒頭陳述は、証拠調べの道しるべであり、当事者が思い描いている事件像やこれからこういう証明をするということと言う部分に当たりますが、検察官が思い描いているストーリーや弁護人が主張したい事項が皆様に伝わっていたかどうかをお伺いしたいと思います。

1 番の方、いかがでしょうか。

(裁判員経験者 1)

検察官も弁護士も A 3 判の見開き 1 枚にカラー刷りでまとめていただいたので、量もちょうどよく分かりやすかったです。法曹界というのは後れているイメージでしたが、裁判員裁判に向けてよく工夫されていたと思いますし、ポイントが分かりやすく感心しながら見ていました。検察官が言っていることは分かりやすかったです。弁護士は、更生について話していたと思うのですが、事件と何の関係があるのかと思いました。その後、執行猶予の関係で更生の話をしていると分かりましたが、最初はよく分からず面食らいました。

(裁判員経験者 2)

検察官の冒頭陳述は非常に分かりやすかったです。

新聞等で事件のことを知っていましたが、ひどい事件であったことが分かりました。そのような事件だったので、弁護人は、量刑でどうにかしようとしていることが分かりました。

(司会者)

冒頭陳述は口頭で行われたと思うのですが、分かりやすかったですでしょうか。

(裁判員経験者 2)

分かりやすかったです。

(裁判員経験者 3)

非常に分かりやすく丁寧でした。資料も非常に分かりやすかったです。

(司会者)

分かりづらかった、伝え方があまり上手ではなかったという点はありません

んでしたでしょうか。

(裁判員経験者 6)

欲を言えば検察官が早口だったかなと思いました。決められた時間で話さなければならぬので仕方がないと感じました。

(司会者)

時間内に発表したいことを盛り込み過ぎて、スピードが上がってしまったでしょうか。聞き取りづらかったですか。

(裁判員経験者 6)

何となく聞きづらい部分がありましたが、資料も十分あったので問題はありませんでした。

(司会者)

冒頭陳述は審理の最初の方に行われますが、緊張して分かりづらかったということはありませんでしたか。

(裁判員経験者 5)

冒頭陳述の場面であったかどうかは定かではありませんが、大きなモニターを全員で同時に見ていることから、非常に分かりやすく、プレゼン能力も高く、さすがだなと感じました。

(裁判員経験者 4)

すべて初めての経験でしたが、被告人は行ったことを認めていたので、検察官と弁護人の争いが最初から量刑のことなのかなと分かり、経験してよかったと思いました。

話はとても分かりやすかったです。

(裁判官)

検察官の冒頭陳述はよくまとまっており、中間色を利用するなどビジュアル的にも分かりやすかったと思います。検察官が早口になった事件は、難しい事件で冒頭陳述が何ページにも渡ってしまったことと時間の関係があってそうってしまったのではないかと思われませんが、よくまとまっていたと思います。

弁護人の冒頭陳述は裁判員裁判が始まってから一般的になってきました。争点は最初に十分に話し合っておりますので、争点が量刑であれば、その点を分かるようにするなど、個々の事件によって違いはありますが、弁護人にもよくやっていただいていると思います。

(司会者)

書面が多くて分かりづらいということはありませんでしたでしょうか。

(裁判員経験者 6)

裁判員同士で話し合いをすれば理解が深まりましたので、理解できない人はいなかったと思います。最初に理解できない場合であっても、後の方では皆さん理解できていたようです。

(司会者)

その場で理解できなかったということで、次の場面で困ることはありませんでしたか。

(裁判員経験者 6)

分からないことがあれば質問できたので、問題ありませんでした。

(2) 供述調書などの取調べについて

(司会者)

証拠書類、特に供述調書の取り調べについては、検察官が調書の朗読を行いますが、分かりやすかったですか。

(裁判員経験者 2)

供述調書については、検察官が分かりやすく述べていたと思います。また、凶器の写真については、白黒写真だったので、負担感等はありませんでした。

(司会者)

証拠書類の写真について、裁判員の中には、精神的にショックを受けられた方がいることは事実です。そのような点は、法曹全体として配慮していかなければならないことですが、どうしても証拠としての必要性からそのような写真を見ていただく機会があると思いますが、それほどショックを受けずに済んだと伺ってよろしいでしょうか。

(裁判員経験者 3)

写真に関しては、同じ意見です。経験した事件については、被告人1人、被害者1人で、はっきりした内容の事件だったので、特に理解しにくかったということはありませんでした。

(司会者)

4番の方が経験した事件については、被告人が事実を認めていましたが、被害者の供述調書の朗読を聞いたとき分かりやすい内容でしたか。

(裁判員経験者 4)

分かりやすい内容でした。証拠書類については、カラー写真で、この位置からこの位置までを撮影したとか、この位置に被害者が倒れていたとか、時間の流れなどが示されていたので、初めて経験した人でも分かりやすい内容でした。

(司会者)

被害者の供述調書については、どうでしたか。

(裁判員経験者 4)

特に違和感はありませんでしたが、被害者の方については、気の毒だと思いました。

(司会者)

被害者の供述調書の中に、被害感情についての記載があったと思うのですが、具体的に記憶していますか。

(裁判員経験者 4)

被害者の供述調書中、「被告人を許せない心境です。」というフレーズが記憶にあります。

(司会者)

証拠書類中、図面や地図については、テレビ画面に映し出していたので分かりやすかったと思いますが、朗読して取り調べる証拠の分量や朗読の仕方についてはどのように感じましたか。

(裁判員経験者 4)

証拠書類については、写真 1 枚 1 枚と時間の流れの説明、補足説明によって事件の内容をしっかりと把握することができました。

(裁判員経験者 5)

私が経験した事件は、被告人が否認したものでした。

検察官が朗読した証拠は、事実在即して、図面などを用いて視覚化されており、分かりやすい内容でした。

(司会者)

否認事件だと証人尋問や被告人質問を丹念に行われたかと思います。

例えば 5 番の方が担当した事件は否認事件だったので、被害者を法廷に呼んで、衝立を立てて証人尋問を行ったと聞いていますが、聞きやすかったでしょうか。

(裁判員経験者 5)

非常に具体的であり、よくあれだけ喋ってくれたと思います。

(司会者)

検察官の質問は分かりやすかったですか。

(裁判員経験者 5)

時系列どおりにキチッと喋ってくれたので分かりやすかったです。

(司会者)

女性の検察官が質問したのですか。

(裁判員経験者 5)

女性の検察官だったかどうかは記憶にありません。

(裁判員経験者 6)

非常に分かりやすかったです。証人尋問も分かりやすく、私が質問した際にも的確に答えてくれました。

(司会者)

弁護士の質問は分かりやすかったですか。

(裁判員経験者 6)

正直、あまり的を射ていないと思いました。もう少し違う点を聞いたら良いのにと感じました。

(司会者)

証拠調べ全体の量はいかがでしたか。例えば、こんなに証拠は必要だったのか、逆に、もう少し必要ではないのかといった点はどのように感じましたか。

(裁判員経験者 1)

ちょうど良かったという印象です。

自白事件で凶器、メール、犯行を撮影していたビデオの抜粋など、現場の状況がよく分かる証拠がありました。

(司会者)

犯行状況が鮮明に頭に思い浮かんだということですか。

(裁判員経験者 1)

そうですね。

(裁判員経験者 2)

検察官の冒頭陳述が非常に丁寧な内容だったため、事件の概要が分かりました。その後の証人尋問等は、その内容と重複しているのではないかと思います。

(裁判員経験者 3)

被告人1人、被害者1人の裁判だったので、質問に対する回答もすんなりしており、特に分かりにくいことはなかったです。

(司会者)

自白事件だと、比較的スムーズに進むことが多いと思いますが、否認事件の場合には、証拠全体として程よく事実を解明できる証拠があったかどうかの問題となるかと思います。その点はいかがでしょう。

(裁判員経験者5)

よくこんなに色々な証拠を集めるものだと感心しました。明け方の駐車場で、小雨が降る中、朝までに実況見分を行い、被告人の体毛を集めたということについては感心しました。

(裁判員経験者6)

色々な証拠が提出されました。

事実をほとんど認めており、被害者がいつ死んだのかが問題となっている事案でした。

しかし、私自身はその点はあまり重要ではないと思っていましたが、証人尋問では出血の時期などがよく分かりました。

(司会者)

検察官は今の感想を聞いて、何か質問はありますか。

(検察官)

思いのほか良い意見をいただきほっとしています。

そこで質問ですが、証人尋問の際、多岐に渡って聞く事項があり、時間も長くなったときには、皆さんはメモを取っていたのでしょうか。

(司会者)

弁護士は何かありますか。

(弁護士)

仮に、私が否認事件を担当した場合には、弁護人が具体的にどの部分に苦しんでいるのかを、皆さんに分かってもらえるような弁護活動をしたいと思いました。

(司会者)

検察官からメモを取っていたかどうかという質問がありましたが、いかがですか。メモを取っていたという方は挙手してください。

(1番、4番、5番及び6番が挙手した。)

(検察官)

メモを取る際、こちらがお配りした冒頭陳述要旨等に記載しているのか、それとも白紙に書いているのかをお聞かせください。

(裁判員経験者 4)

当事者から提出された書類に、アンダーラインを引くなどして書き込んでいました。

(裁判員経験者 5)

日常からメモをとるのが習慣なので、何かにメモしたと思いますが、当事者から提出された書類に記載したのか、白紙に書いたのかは覚えていません。

(裁判員経験者 6)

自分が質問したことに対してどういう結論が得られたのかを、当事者から提出された書類に記載していました。

(司会者)

それでは話題を変えて、検察官が求刑し、弁護人がそれに対して反論した場面を思い出していただきたいのですが、いわゆる論告、弁論は分かりやすかったですか。

(裁判員経験者 1)

申し訳ありませんが、あまり印象にありません。

ドラマとは違い、弁護人と証人の打合せが上手く出来ておらず、証人尋問で弁護人が思うように証言を引き出せていないように感じたからかもしれません。

(司会者)

論告、弁論は、これまでの審理の集大成なので、検察官や弁護人はかなり力を入れている部分だと思われます。

そういった点を踏まえてどう感じたでしょうか。

(裁判員経験者 2)

論告は非常に淡々としており、弁論は歯切れの悪い感じでした。

(裁判員経験者 3)

2番の方と同じ事件を担当したのですが、同じ感想を持ちました。

(裁判員経験者 4)

検察官の求刑は覚えているが、どのような弁論をしたかはあまり印象にありません。

(裁判員経験者 5)

被告人は犯行を否認し、検察官が時系列に沿って色々な説明をしているのに、弁護人は一般論だけを述べて、とにかく無罪を主張するが、無罪の証拠はないから自分で考えろと言われていたように感じました。

(裁判員経験者 6)

皆さんと同じで、弁護人はちょっと攻めどころがないのかなと思いました。

(司会者)

評議をして判決を形成する際、論告弁論はどの程度役に立ったかということではいかがでしょうか。例えば、評議の際、「検察官はこのように言っていた。」という意見が出たことはありますか。

(裁判員経験者 5)

検察官の求刑は頭に入っているのですが、評議室にある量刑検索システムが非常に良いので、当事者が何を言ったかについては、あまり話題になりませんでした。

(司会者)

2番の方と3番の方は無期懲役という非常に重い裁判を経験していますが、評議の際、「検察官がこういう点を強調している。」という話になりませんでしたか。

(裁判員経験者 3)

個人差はありましたが、検察官の求刑についての意見はありました。

(司会者)

検察官が論告で言った内容は、評議で検討対象とされていましたか。

(裁判員経験者 3)

検討対象としていました。

(司会者)

弁護人の弁論は、検討対象になっていましたでしょうか。

(裁判員経験者 3)

あまりその点は話題になりませんでした。

(裁判員経験者 1)

証人尋問や被告人質問に対する回答が印象に残り、弁論については、正直あまり議論になりませんでした。

3 評議，判決についての感想，意見

(司会者)

評議の際、自分の意見を言いやすかったかどうかについてお聞きします。
いかがでしたか。

(裁判員経験者 1)

裁判官の進行が非常に分かりやすく、皆さんがそれぞれ意見を自由に述べられたと思います。

(裁判員経験者 2)

裁判長の説明が非常に親切で丁寧でした。

私の考えていることとは少し違うところもありましたが、それが妥当点かなということで意見を述べさせていただきました。

(裁判員経験者 3)

皆さん自由活発に意見を述べていましたし、私も意見を述べさせていただきました。非常にやりやすかったです。

(裁判員経験者 4)

非常にやりやすい方法を採用いただき、私も意見を述べ、皆さんが意見を聞いてくれました。

そのほか、3人ぐらいの裁判員から、判決のときに「これも言った方がいいね。」ということがあり、裁判長にそれを伝えていただこうということになりました。そのとき、私から「これを述べたい。」といったことがありましたが、それについても、裁判長には間違いなく言っていただきました。

(司会者)

判決言渡しの際、裁判長が被告人に対して訓戒といって一定の発言をすることが許されています。

そのときに、裁判員の方が一定の思いとか、こういうことを伝えたいということがあったので、それを裁判長が伝えたということですか。

(裁判員経験者 4)

はい、そうです。

(裁判員経験者 5)

裁判長は、非常に工夫し、和気あいあいとなるような雰囲気を作ってくれ、努力していたと思います。

特に、昼食時間は、一緒に食事をしたりして和やかな雰囲気でもよかったと思います。

(裁判員経験者 6)

非常に、皆話しやすかったと思います。

私の場合、裁判員の中ではどう見ても一番年上だなと感じましたし、会社でもそういう立場なので、自分で言い切る癖があるので、今回は、話を聞かなきゃだめだと自分でセーブして臨みました。

そういう意味では、皆さんがちゃんと話ができただのではないかと思います。

(司会者)

セーブしていただかなくてもよかったと思うのですが、言いたいことはおっしゃっていただけましたか。

(裁判員経験者 6)

自分で言わなきゃならないと思ったことは言いました。

(司会者)

評議、判決の際に、検察官が起訴状で書いた事実が証拠によって認められるかという部分と、認められたら刑をどうするかという部分があったと思います。事実が証拠によって認められるかという部分については、被告人が事実を認めている事件と認めていない事件ではだいぶ差があると思います。その点について、被告人が否認している事件に関与された5番、6番の方は、評議の過程で分かりやすかったですか。また、否認事件でも、実際の評議は比較的スムーズに行われましたか。

(裁判員経験者 5)

はい、時間も十分ありましたし、和やかにお茶を飲みながら、和気あいあいとした雰囲気に進んだという印象が残っています。

(裁判員経験者 6)

2人の被告人がいて、片方が素直に淡々と話をしている、もう一人が信じられないよねというような話が出ました。

結局どちらを信じたかというところで、後になって自分もそう言っていたのではないかという被告人のことを考えてみたら、素直に話をしてくれた人を全面的に信じた形になりました。

(司会者)

評議の中でも、ほかの裁判員から、どちらの人が信用できるかという話が出ましたか。

(裁判員経験者 6)

同じような認識でした。

(司会者)

量刑について、皆さんは、どのくらいの刑が妥当かという予備知識はないのだろうと思います。

今までの刑が正しいというわけではありませんが、裁判所から、今までの刑としてはこのような範囲で科されていますといったデータをお示ししたと思います。

そのデータを見て、違和感を感じたことはありましたか。

(裁判員経験者 6)

裁判員裁判は、市民感覚でということなのに、この前例は、裁判官だけになされたものが多いのだろうなという印象で見ました。そういう意味では、少し軽く考えた方が良かったのかと思いました。

しかし、そうは言っても、自分で懲役何年ということ判断するまでの知識はないので、ある程度のそういうものがないとできないと思いました。

(司会者)

裁判員裁判を6年間やっており、量刑検索システムにはそのデータを随時入力しているので、件数的には裁判員裁判になってからのデータの方がずっと多くなっていると思います。

そういう意味で、裁判員裁判と裁判官裁判は同じ土俵上にあると思います。しかし、ずっと元をたどっていけば、裁判官裁判時代の資料がベースになっているのではないかと言われれば、それは否定できません。市民感覚と今までの裁判の積み重ね、これは公平ということにもつながるのかも知れませんが、このバランスをどのように保つかは非常に難しい問題だと思います。

特に、死刑がいいかどうかという点については、大変議論がされているところであり、裁判所もそういう一般市民感覚からすると、これを控訴審で是正するのはおかしいのではないかという意見が非常に強いというのも承知しているところなので、そこは気を付けて議論をしていかなければならないと思っています。

そのほかに、違和感を持ったことはありましたか。

(裁判員経験者 2)

市民感覚としては、法の下での公平さという、一応の目処のようなものはあるみたいですが、市民感覚としては、自分の勝手な遊興費欲しさのために人の命を奪うという行為に憤りを感じる訳です。

であれば、無期というものを取り払い、終身刑のようなものがあつた方が市民感情に沿えるのではないかと感じました。

(裁判員経験者 3)

評議のときに終身刑の話が出ていました。

最近では、そういうものがないために簡単に殺人を犯すということが多いと感じています。

そういった点から、日本に終身刑がないというのが一つの壁になっているのではないかと思います。

(司会者)

お二人が関与された事件の判決を読ませていただきました。その判決の最後には、「慎重に評議を尽くした上で、検察官の求刑どおり被告人を無期懲役に処し、生涯をかけて罪を償わせるのが相当であると判断した。」と書いてあつたので、そういう雰囲気があつたのかなと感じました。

(裁判員経験者 3)

結果的には、裁判は仙台高裁までいっており、盛岡地裁の結論からすると信じられない記事を読まされたと感じました。

(司会者)

裁判は三審制になっており、被告人には控訴をするという権利があります。信じられないという思いがあつたとしても、制度上そのようになっているということになります。しかし、控訴したからといって直ちに結論が変わるというわけではありません。むしろ、控訴棄却の割合の方が圧倒的に多いのです。

4 裁判員を務める上での負担感など

(司会者)

裁判員をお務めいただいた際、負担を感じたり、苦しかったということがなかったかどうかについて伺いたいと思います。

まずは、先ほども少し話題に上がりましたが、被害者が亡くなった事案だと遺体の写真を見たり、あるいは傷口の写真などを見た際の精神的なショックについて、何人かの方に聞いてみたいと思います。

2番と3番の方については、それほどショックを受けるものではなかったというご感想をいただきましたが、そのとおりでよろしいですか。

(うなずく)

一緒にやっている方で、ショックを受けたような方はいらっしゃいませんで

したか。

(裁判員経験者 2)

女性の方もいましたが、特にいませんでした。

(司会者)

6 番の方はいかがでしたか。

(裁判員経験者 6)

シートがかかった写真や、出血箇所を写した写真はありましたが、刺激が強いというほどのものではなかったです。

(司会者)

一緒に裁判員をされた方で、ショックを受けたとか、気持ち悪くなったという人はいませんでしたか。

(裁判員経験者 6)

いなかったと思います。

(司会者)

裁判員に選ばれると、裁判所に来てお務めいただくわけですが、日程で負担感はありませんでしたか。

まず、日程がしんどいとか、辛かったという方はおられませんか。

(裁判員経験者 5)

私は遠方に住んでおり、朝 6 時 10 分の電車に乗らないと午前 9 時の開始には間に合いませんでした。いくら 100 キロ未満でも、往復とは言わないまでも、朝だけでも新幹線の料金を出していただければと思いました。

(裁判員経験者 4)

私は、裁判所に呼ばれたので、会社を一週間休むことで有給休暇を取ったまでは良かったのですが、こちらに来てみると 6 人でよいはずが 40 人以上も来ていたのに驚きました。もし、ここではずれたら有給休暇を取り消してもらわなければならない、ということが非常に気になりました。私が勤めている会社は、いつでも休んでいいよというものではないものですから、もう少し何とかならないのかと思いました。

(司会者)

選任手続と言いまして、面接などをさせていただき、最終的に 6 人の裁判員と 2 人程度の補充裁判員を選びます。

それだけの数を選ぶのに何で 20 人も 30 人も呼ぶのか、選ばれなかった人

はどうするのかという疑問は確かにあると思います。

この点、選任手続と公判手続を繋げて実施した場合には、まとめて有給休暇を取らなければならないことから、最近では分離して進めるということもあるようです。例えば、選任手続を前の週に行い、翌週に公判期日を回すなどの方法です。

このあたりのことは、もう少し考えていかなければならないと思います。

また、制度上、裁判員を無作為に選びたいということがあって、最後は抽選となりますが、選任手続にはある程度多くの方々に来ていただく必要があります。制度上やむを得ない面がありますので、この点は御了解いただきたいと思っています。

審理自体が過密スケジュールで、一日終わるとへとへとになってしまったなどということはありませんでしたか。

(一同、なかったという反応)

審理自体にある程度のゆとりはあったとお伺いしてよろしいですか。

(一同、うなづく)

(司会者)

守秘義務というものがあります。

簡単に言うと、「あまり込み入ったことは職場などで話さないでください。」ということになります。

評議室の中で話したことのうち、話して良いことと悪いことの区別は説明されているかと思いますが、この守秘義務のことで何か辛いことや負担に感じたことはありましたか。

(裁判員経験者 3)

守秘義務は理解していたので、特に問題はありませんでした。

また、徒歩で帰れるところに住んでいたもので、負担には感じませんでした。

(裁判員経験者 1)

評議のことを話してはいけないが、公開法廷で行われていることは公になっているので話してもいいということだったので、当初イメージしていたより守秘義務の範囲はだいぶ狭まりました。

(司会者)

そのように言っただけだと大変有難いです。我々も説明するのですが、中には区別がはっきりせず家に帰ってから終始黙っている方もいらっしゃるかと

伺っています。法廷でやっていることを公にしてもよいということは、他の裁判員も理解しているようでしたか。

(一同、うなづく)

5 これから裁判員となられる方へのメッセージ

(司会者)

私から皆さんに感想等を伺う部分はこれで最後になります。

今後裁判員となられる方へ何かメッセージがあればお願いしたいと思います。

1番の方からお願いします。

(裁判員経験者1)

犯罪や事件に関することは、普段の生活からは想像を絶する世界ですので、経験することによって自分の視野が広がると思います。是非、機会があればやってみた方がよいのではないかと思います。

(裁判員経験者2)

一般の方が不安に思うのは、中身が分からないからだと思います。あまり構えることなく、一市民として取り組んでいただければと思いますし、さほど精神的な負担もありません。ただ、高齢者の方にとっては、拘束日が長いこともあり、大変だろうなと思います。

(司会者)

実際には、立派にお勤めいただいている70歳以上の方もたくさんいらっしゃいますが、制度上は70歳以上の方は辞退ができるようになっており、負担には配慮しています。

(裁判員経験者3)

若い方も高齢の方も含めて、人の命の大切さが分かると思いますので、指名されたら是非やってみたらよいのではないかと思います。

(裁判員経験者4)

今の時代、面倒なことには関わらないようにとか、人との繋がりが少なくなってきたりなど、そういう側面もありますが、裁判員制度は人の生き方に関わる制度であり、大きく言うと人の考え方が変わる可能性があると思います。参加する機会があれば是非参加して、人の人生に大きく関わっていただきたいと思います。

(裁判員経験者5)

確率的に当たらないだろうと、安易に考えていたような記憶があります。

実際に参加し、世の中を知ったというか、自分の生き方を考えるようになりました。また、新聞の見方は確実に変わりましたし、夕方のニュースについても気をつけて見るようになりました。若い人には是非1回飛び込んでみて欲しい、生き方が変わるから、と伝えたいです。

(裁判員経験者6)

私は、子供の頃に裁判官になりたかったということもあり、こう言うと変ですが、楽しみながらやらせていただきました。

その後、若干ストレスを感じたことがありました。というのは自分たちの判決に対し控訴が出たからです。あんなに一生懸命考えて結論を出したのに簡単に控訴するのかなと思うと、大変ストレスを感じました。

報道で知った他の裁判ですが、裁判員が出した死刑との結論が、最高裁で無期懲役に落とされるということがありました。これについては、人ごとながらも腹立たしく思いました。市民感覚、国民感覚をもう少し尊重して欲しいと考えます。要は、これまでの判例から不公平感があるということなのでしょうが、裁判員の判決はもっと違うものだと考えています。また、今の世の中は犯罪が繰り返される傾向にあります。再び犯罪が起きないようにするにはどうしたら良いのか、更生させるためにはどうしたら良いのかということ、もう少し考えながら判決を出さなければ犯罪は減らないと考えました。

メッセージとしては、生き方や考え方が変わる部分もあるので、是非参加してもらいたいと思います。ただし、控訴など、結構ストレスを感じることもあるので、このことを前提に参加してもらえればと思います。

(司会者)

再犯率や少年事件における再非行率は高く、裁判所も矯正教育を所管する法務省も重大な関心を持っています。このことが現在の刑事司法を巡る重大な問題であるということは、御指摘のとおりであると思っています。

市民感覚の点についても、そういった問題点があることは承知しているところでありまして、いろいろ考えながら進めているところです。

6 法律家からの感想

(司会者)

今日、この場で裁判員経験者のやりとりを聞いた法曹の皆さんから御感想をいただきたいと思います。まずは検察官からよろしくお願いします。

(検察官)

本日は非常に貴重な御意見をありがとうございました。今日直接お話を伺い、皆さまいろいろな御苦勞がある中で、真摯に裁判員制度に向き合い、事件に取り組んでいただいているなあとよく分かりました。このような真摯な姿勢に応えられるような公判活動を今後も続けていけたらと思います。本日はどうもありがとうございました。

(弁護士)

今日は貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。今日の全体的な感想を申しますと、裁判員の方は被告人そのものを真面目に見ていらっしゃるなということ強く思いました。被告人質問の際にこのようにしゃべったから有罪とするのか、無罪とするのか、あるいは被告人質問でこうしゃべったから、量刑についてこうしようかなどのことをよく話されているなど思いました。

また、控訴するかしないかについては、被告人が最後に非常に悩まれるところです。先ほど、私は裁判員裁判を2件担当したことがあると申しましたが、2件目は求刑どおりの判決で、被告人も一週間ぐらい控訴するかしないか悩んだと記憶しています。裁判員は判決を言い渡した後も、非常に関心を持っているということについては、今後、私が裁判員裁判をやることになった場合、きちんと被告人に伝えていきたいと考えました。

(裁判官)

本日は貴重な御意見をありがとうございました。

私は前任で裁判員裁判の経験はありましたが、裁判長として携わるのは盛岡が初めてでした。皆様の御協力があつてここまでやってこられたことについては、感謝しております。また今日来ていただいた方々とお会いすることができてとても嬉しく思います。私自身、分かりやすい裁判を目指すということ、自分の意見を言うていただきたいということ、更には精神的な負担のないようにということは常々考えておりますが、工夫や改善の余地は多々あると思いますので、今後とも是非率直な意見をお聞かせいただきたいと思います。そしてまた裁判員に選ばれることがありましたら、そのときは是非御協力いただきたいと思います。

7 報道機関からの質問

(幹事社記者)

ある程度ここまでのやり取りで分かった部分もありましたので、3点に絞っ

て質問いたします。1点目は、裁判の中で判断が難しかったことや、裁判が進む中で、被害者や被告人の話を聞き、自分の中にあった考え方や判断基準が揺らいだ瞬間があったかどうか、そういったものがあれば教えていただきたいと思います。2点目として、裁判員裁判に参加するに当たって、家族や職場の理解が得られたかどうかという点です。3点目は、自分が関わっている裁判員裁判の新聞報道やテレビ報道を見て、どのように感じたか、という点です。

以上3点について、お答えをいただきたいと思います。

(司会者)

では、1点目の質問について、6番の方から聞いてみたいと思います。

(裁判員経験者6)

気持ちの変化は、ほとんどありませんでした。

周囲の方と話していても、だいたい似たような感想を持っていたようです。

(司会者)

難しいと感じた点はありませんでしたか。

(裁判員経験者6)

先ほども述べましたが、片方の供述が淡々としていて、もう片方の供述がどちらかと言えばごまかそうとしているような話し方でした。全員がそのような気持ちで見ていたので、その点は迷うことはありませんでした。

(裁判員経験者5)

量刑について、最後の方に話し合って決めました。

みんなで話し合って大体このぐらいかな、として得られた結論が、量刑検索システムの帯の中に入っていたので、特に揺らいだりすることはありませんでした。

(裁判員経験者4)

私も揺らぐことはありませんでした。

強制わいせつの事件で、最後の方に「だから男はだめなんだ」みたいな話もありましたが、大きく揉めたとか、そういうものではありませんでした。

(裁判員経験者3)

担当した裁判自体が特に難しいというものではなかったもので、混乱したり、気持ちが揺らいだりすることはありませんでした。

(裁判員経験者2)

公判前整理手続によりだいぶ絞り込まれておりましたので、特に難しくはな

かったです。ただ、人の命を軽々しく奪っておきながら無期懲役というのはちよっとどうかなと思うところがありました。

しかし、いろいろな人から様々な話を聞いて、公平という点からこのあたりに落ち着くのかな、と思いました。

自らの遊興費欲しさに何の罪もない人を襲って殺す、という点については、とても腹立だしく感じました。

(裁判員経験者 1)

審理の最初の頃は、判例等からすると、割と軽い量刑の事案なのかな、と思いましたが、裁判が進む中で、判例の中でも重い方なのかな、と気持ちが変わっていったように思います。

(司会者)

それは証拠調べをしていく中で変わっていったということですか。

(裁判員経験者 1)

そうですね、いろいろと話し合っていく中で変わっていったと思います。

(司会者)

被害者や遺族の話を聞いて、それまでの印象とだいぶ異なった印象を持った、という経験をお持ちの方はいませんか。例えば、被害者や遺族の供述を聞いたたり、供述調書を読む中で、これは重くしなければならないと思うことはありませんでしたか。

(裁判員経験者 3)

最近の報道を見ても、被害者の親族、友人、知人は、被告人を極刑にすべきだと言う方も多いようですから、それはすごく感じました。

(司会者)

逆に、被告人又は被告人の親族が情状証人で出てきたときに、これは何とか助けてあげたいな、という気持ちになりませんでしたか。4番の方いかがでしょう。

(裁判員経験者 4)

あまり被告人の話は覚えていませんが、被害者の方で、「私はこのような犯罪を絶対に許しません」という趣旨の文が読み上げられたような、そんな記憶が結構残っています。

(司会者)

4番の方の事件は、結論としては執行猶予がついていますよね。

(裁判員経験者 4)

示談が成立していたという点が大きかったと思われます。被告人本人はやったかどうか酔っていてよく覚えていないが、やったことは間違いないだろう、というような発言でした。

(司会者)

被告人は反省しているように見えたのですか。

(裁判員経験者 4)

そうですね・・・というよりは、やはり「絶対に許しません。」という感覚で見えてしまうところがあったのではないかと思います。

(司会者)

2番目の質問は、職場や家族の理解が得られたかどうかという点です。4番の方は有給休暇を取得されたそうですが、裁判員裁判に参加するという点で、有給休暇を取ることで自体の理解は得られたということですか。

(裁判員経験者 4)

そうですね。まだうちの会社では裁判員をやった人がいないので、是非やってみたらという雰囲気でした。むしろ、有給休暇まで取得して選任されなかった場合の方が怖かったです。

(司会者)

選任手続に行くことについては、ご家族に相談されたと思いますが、その上でご家族の方に「そんなのやめておきなさいよ。」と言われてたり、難色を示されたということはありませんでしたか。

(一同、特にないという反応)

3点目の質問になりますが、それぞれ担当している裁判員裁判の報道を見て、報道の内容と、自分が知っている裁判の実像とは一致していたか、それとも何らかのギャップがあったかという点についてはどうでしたか。

(裁判員経験者 1)

私は、普段は日経新聞を購読しておりますが、このときは岩手日報を買って読みました。記事は大きくはないのですが、それなりの内容にはなっておりました。全体の一部しか書いていないので、ちょっと違うな、と感じることはありました。

どの部分を強調するかは、記者の感覚だと思いますが、全体を見た感じの印象とは少し違うなと思いました。

(裁判員経験者 2)

私も岩手日報を見ました。行数の関係なのか、こういうことがありました、という程度の内容に留まるもので、実際にどういう経緯で事件が発生したのかについては触れられていませんでした。ですから、読者は、「ああ、こういうことがあったのか。」、「ああ、決まったのか。」ということしか受け止めないのではないかと思います。もちろんその前に事件の報道がなされていることとは思いますが、一般の方はそこまでの記憶が残っている訳ではないので、経緯等の部分についても少し触れたらよかったのではないかと思います。

(裁判員経験者 3)

私は、家が近くなので、夕方のテレビを見ました。

報道の内容は私が経験したものと同じでした。裁判自体がそれほど複雑な事案ではなかったこともあり、ギャップは特に感じませんでした。

(裁判員経験者 4)

さほど大きな事件ではなく、報道の記憶はありません。新聞等は以前よりも注意深く見るようになりました。

(裁判員経験者 5)

私は、自分の関与した事件の新聞記事を切り抜いてあります。裁判報道はよく見るようになり、こんなことがあったのだろうな、と想像しています。また、裁判員裁判6周年ということで、特集記事が組まれていたので、よく読んでいます。

(裁判員経験者 6)

実際に裁判に携わっていると、雑多な情報も含め非常に多くの情報が入ってきますが、新聞を見るときちゃんと集約されていて、それが分かりやすいと言っている裁判員の方もいました。

次の日までに整理ができていいなという感想を持ちました。

(司会者)

代表質問は以上ですが、個別に質問のある報道機関の方はよろしくお願ひします。

(記者)

現在のところ、裁判員裁判は地裁一審に限定されておりますが、今後、裁判員裁判を、高等裁判所や最高裁判所でも導入すべきと思うかどうか、導入すべきと思う方は挙手をお願いします。

(裁判員経験者 6 名中 3 名挙手)

(司会者)

本日の意見交換会はこれで全て終了となります。お忙しいところ、中には遠いところから来ていただいた方もおりますが、足を運んでいただいたことに感謝申し上げたいと思います。

今後も、裁判員制度を暖かく見守っていただきたいと思います。

裁判員制度は開始から 6 年が経ちましたが、制度としてはまだまだ始まったばかりです。これからもっともっと積み重ねることが必要ですし、そのためには関与していただいた方々の意見をきちんと受け止め、その意見をどのように反映させていくか、工夫をしていかなければならないと思っています。

法律家も、それぞれの立場で、研修や意見交換会で出された意見を議論しなければならぬし、現実の運用についても御意見をいただく中で、変えることができる部分について変えなければならぬと考えております。その部分がきちんとできているかどうかについては、皆さまにある意味監視していただくことになると思います。

それでは、意見交換会はこれで終了します。本日はどうもありがとうございました。

以 上